を超える部分に係るもの及び平成 23 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

AI_{23} ＝ 0.030
AI_{24} ＝ 0.029
AI_{25} ＝ 0.029
AI_{26} ＝ 0.028
AI_{27} ＝ 0.002
AI_{28} ＝ 0.0012
AI_{29} ＝ 0.0012

AJ_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から平成 29 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AK_{23} ＝ 0.030
AK_{24} ＝ 0.029
AK_{25} ＝ 0.029
AK_{26} ＝ 0.028
AK_{27} ＝ 0.002
AK_{28} ＝ 0.0012
AK_{29} ＝ 0.0012

AL_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から平成 29 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地

を超える部分に係るもの及び平成 23 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

AI_{23} ＝ 0.030
AI_{24} ＝ 0.030
AI_{25} ＝ 0.029
AI_{26} ＝ 0.003
AI_{27} ＝ 0.002
AI_{28} ＝ 0.0012

AJ_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から平成 28 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AK_{23} ＝ 0.030
AK_{24} ＝ 0.030
AK_{25} ＝ 0.029
AK_{26} ＝ 0.003
AK_{27} ＝ 0.002
AK_{28} ＝ 0.0012

AL_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から平成 28 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地